



令和5年2月15日  
海上保安庁

## 令和4年の海洋汚染の現状（確定値）

～昨年よりも汚染確認件数が減少するも、高止まり状態～

海上保安庁が令和4年1月1日から12月31日までの間に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の件数は、468件（前年493件）でした。

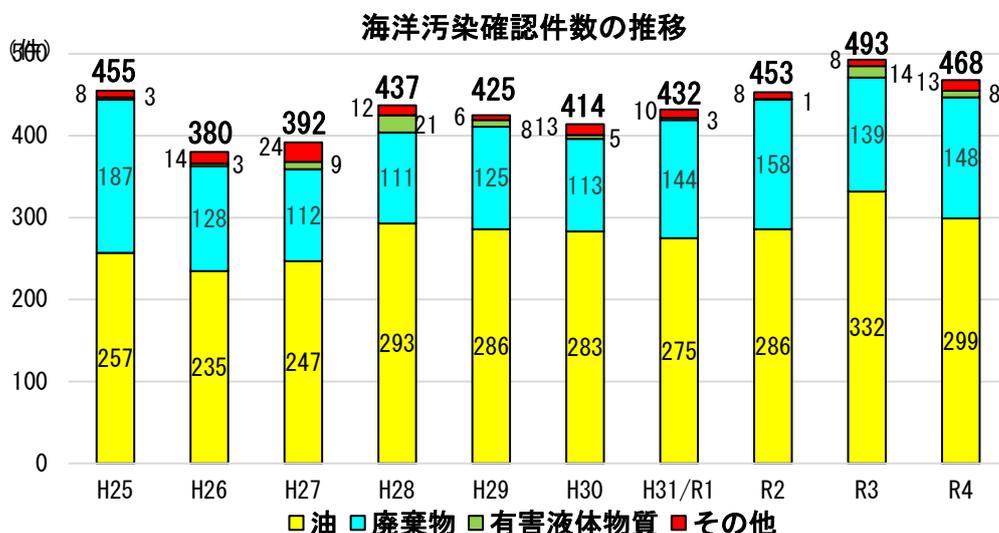
- ・ 油による海洋汚染は、299件（前年332件）  
油排出の主な原因は、作業中の取扱不注意、船舶海難、機械の破損
- ・ 廃棄物による海洋汚染は、148件（前年139件）  
一般市民や漁業関係者による不法投棄

### 【油による海洋汚染】

- ・ 299件（前年比33件減）のうち、船舶からの排出が198件で、船舶の船種別では漁船が最も多く、次いでプレジャーボート、貨物船、作業船、タンカーの順
- ・ 最多の排出原因は、作業中の取扱不注意（誤ったバルブ操作、不適切なタンク計測など67件）

### 【廃棄物による海洋汚染】

- ・ 148件（前年比9件増）のうち、一般市民による家庭ごみ等の不法投棄が88件、漁業関係者による漁業活動で発生する「残さ」等の不法投棄が44件



※詳細は、「別添」及び「海洋汚染の現状（令和4年1月～令和4年12月）」をご参照下さい。

○ 全体の傾向について

海洋汚染確認件数は、468 件でした。

(前年比 25 件減少、過去 10 年の平均 435 件)

海洋汚染物質別

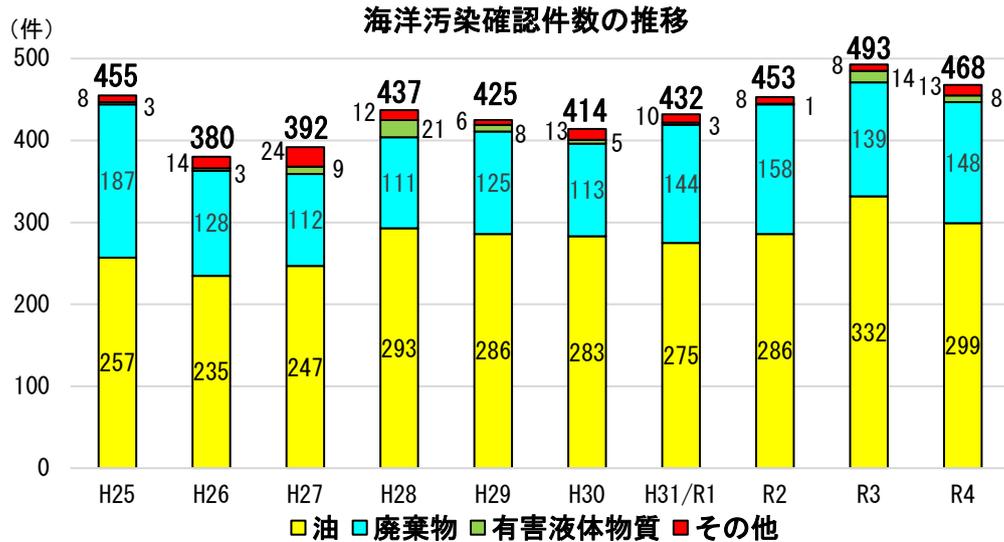
油 299 件 (64%、前年 332 件)

廃棄物 148 件 (32%、前年 139 件)

有害液体物質 8 件 (2%、前年 14 件)

その他 13 件 (3%、前年 8 件)

※本資料の構成比は小数点以下第 1 位を四捨五入し表記しているため、合計が 100%にならない場合があります。



○ 油による海洋汚染について

油による海洋汚染確認件数は、299 件でした。

<船舶からの油排出による海洋汚染>

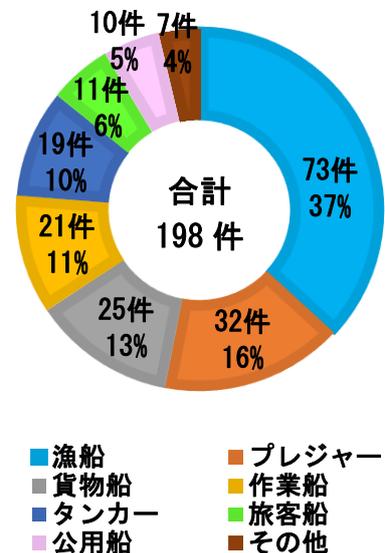
油による海洋汚染のうち、船舶からの油排出による海洋汚染は、198 件 (66%) でした。

船舶からの油排出による海洋汚染 (船種別)

1 船種別

船舶の船種別では、漁船からの排出が最多で、次いでプレジャーボートでした。

|          |            |
|----------|------------|
| 漁船       | 73 件 (37%) |
| プレジャーボート | 32 件 (16%) |
| 貨物船      | 25 件 (13%) |
| 作業船      | 21 件 (11%) |
| タンカー     | 19 件 (10%) |
| 旅客船      | 11 件 (6%)  |
| 公用船      | 10 件 (5%)  |
| その他      | 7 件 (4%)   |

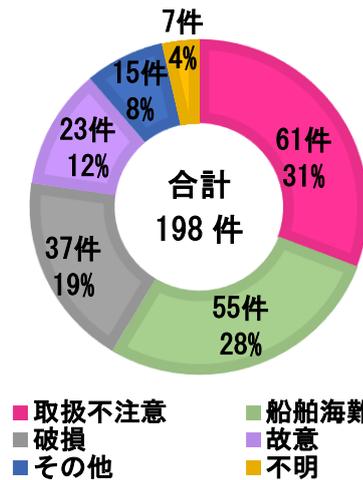


## 2 排出原因別

排出原因別では、取扱不注意が最多で、次いで船舶海難でした。

|       |           |
|-------|-----------|
| 取扱不注意 | 61件 (31%) |
| 船舶海難  | 55件 (28%) |
| 破損    | 37件 (19%) |
| 故意    | 23件 (12%) |
| その他   | 15件 (8%)  |

船舶からの油排出による海洋汚染  
(排出原因別)

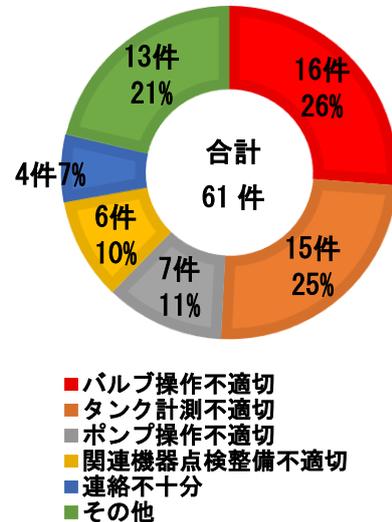


〔取扱不注意による油排出の原因作業〕

取扱不注意による油排出の原因作業は、バルブ操作不適切が最多で、次いでタンク計測不適切でした。

|             |           |
|-------------|-----------|
| バルブ操作不適切    | 16件 (26%) |
| タンク計測不適切    | 15件 (25%) |
| ポンプ操作不適切    | 7件 (11%)  |
| 関連機器点検整備不適切 | 6件 (10%)  |
| 連絡不十分       | 4件 (7%)   |
| その他         | 13件 (21%) |

取扱不注意による油排出  
(原因作業別)



## ○ 廃棄物による海洋汚染について

廃棄物による海洋汚染確認件数は、148件  
(前年 139件) でした。

一般市民によるものは 88件

(前年 86件)

漁業関係者によるものは 44件

(前年 50件)

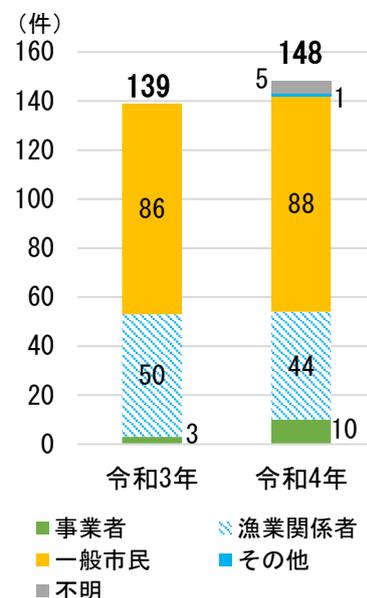
### ※ 廃棄物の内容

一般市民 : 「家庭ごみ」や「採捕した魚や貝を加工した残さ」

漁業関係者 : 漁業活動で発生した残さ  
不要となった養殖施設の金網

事業者 : 不要となったオイルフェンス  
木材等の焼却灰

廃棄物排出による海洋汚染  
(排出原因者別)



○ 海上保安庁の今後の取組について

令和 4 年の海洋汚染の現状を踏まえ、次の活動を実施します。

**1 油及び有害液体物質による海洋汚染への対応について**

海事・漁業関係者に対して海洋環境保全講習会の開催や、訪船・訪問を行い、排出防止等に関する指導を実施します。

**2 廃棄物による海洋汚染への対応について**

海洋環境保全教室、訪船・訪問指導、漂着ごみ分類調査等を通じ、主に漁業関係者、若年層を含む一般市民に対し、不法投棄防止の呼びかけを行い、廃棄物や海洋プラスチックごみ等が海洋環境に与える影響などについての啓発活動を実施します。



事業所への訪問指導



訪船指導



漂着ごみ分類調査



若年層に対する海洋環境保全教室



# 海洋汚染の現状

(令和4年1月～令和4年12月)



海上保安庁 警備救難部 環境防災課

# 目 次

|   |       |
|---|-------|
| はじめに  | 1     |
| <b>I 海洋汚染の確認状況</b>                              |       |
| 1 海洋汚染確認件数の推移                                   | 2     |
| 2 海域別海洋汚染確認件数                                   | 3     |
| 3 油による海洋汚染                                      | 5     |
| 4 有害液体物質による海洋汚染                                 | 12    |
| 5 廃棄物による海洋汚染                                    | 13    |
| 6 外国船舶による海洋汚染                                   | 15    |
| <b>II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況</b>                  | 16    |
| まとめ   | 20    |
| <b>★資料編</b>                                     |       |
| 資料 1 物質別海洋汚染確認件数（過去 10 年分）                      | 資-1   |
| 資料 2 海域別海洋汚染確認件数（過去 5 年分）                       | 資-2   |
| 資料 3 排出源別海洋汚染確認件数（過去 5 年分）                      | 資-3   |
| 資料 4 原因別海洋汚染（排出源不明のものを除く。）確認件数（過去 5 年分）         | 資-4   |
| 資料 5-1 船舶からの油排出による海洋汚染<br>排出原因及び船種別             | 資-5-1 |
| 資料 5-2 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）<br>作業内容及び船種別      | 資-5-2 |
| 資料 5-3 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）<br>取扱不注意の原因及び船種別  | 資-5-3 |
| 資料 5-4 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）<br>取扱不注意の原因及び作業内容 | 資-5-4 |
| 資料 6 外国船舶による海洋汚染（過去 5 年分）                       | 資-6   |



表紙写真：第 23 回

「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」  
特別賞（国土交通大臣賞）受賞作品  
小学生低学年の部  
宮城県 美里町立不動堂小学校 3 年生  
新田 芽以（にった めい）さんの作品

## はじめに



「海と日本プロジェクト」と連携した海浜清掃（富山県）

四面を海に囲まれた我が国は、「海」から多くの恩恵を受け、「海」とともに豊かに発展を遂げてきました。海上保安庁は、昭和 23 年の創設以来、この豊かな海を後世まで引き継ぐとともに、国民の皆さまが安全・安心に暮らすことができるよう、「正義仁愛」の精神のもと、領海警備、海洋の秩序維持、海難救助、海上防災、海洋環境の保全、海洋調査、海上交通の安全確保等に従事しています。

海上保安庁では、私たちの共通の財産である海を美しく保つため、巡視船艇・航空機等による監視、緊急通報用電話番号「118 番」への通報を基にした調査、取締り等から、海洋汚染の発生状況等の把握に努めています。

海洋汚染は、大半が取扱不注意による人為的な要因により発生していることから、海洋汚染を防止し、海洋環境を保全するため、国民の皆様の意識を高めいただくことを目的として、ボランティアや地方公共団体とも連携し、「未来に残そう青い海」をスローガンに、全国各地で海洋環境保全に関する指導・啓発活動を実施しています。

本紙は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に発生した海洋汚染の現状及び海洋環境保全活動を取りまとめましたので、皆様の海洋環境保全に対する理解が深まれば幸いです。



環境紙芝居上演による海洋環境保全教室（佐賀県）



海ごみゼロウィークキックオフイベント（神奈川県）

# I 海洋汚染の確認状況

## 1 海洋汚染確認件数の推移（資料1 参照）

海上保安庁が令和4年1月1日から12月31日までの間（以下「令和4年」という。）に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の件数（以下「海洋汚染確認件数」という。）は、468件でした。

令和4年の海洋汚染確認件数は、令和3年（以下「前年」という。）の493件に比べ25件減少しています（過去10年の平均件数435件）。

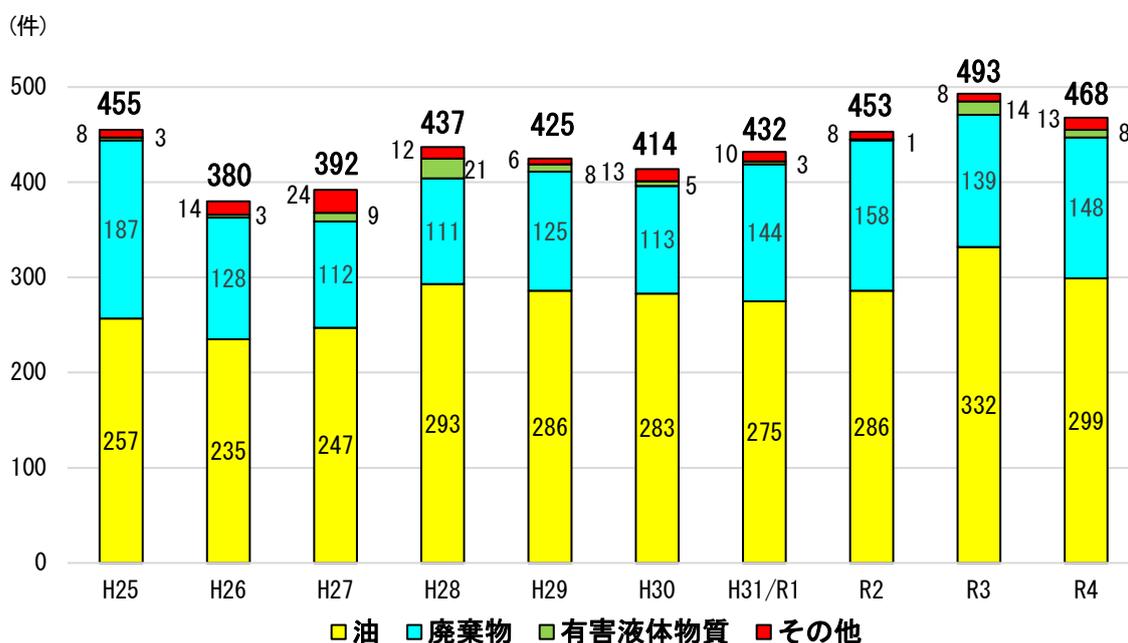
海洋汚染確認件数の海洋汚染物質別（油、廃棄物、有害液体物質及びその他の別）では、油による海洋汚染確認件数が299件（64%）で、前年の332件に比べ33件減少しています（過去10年の平均件数279件）。

油の次に海洋汚染確認件数が多いのは、廃棄物によるもので、その件数は148件（32%）であり、前年の139件に比べ9件増加しています（過去10年の平均件数137件）。

有害液体物質による海洋汚染確認件数は8件（2%）で、前年の14件に比べ6件減少しています（過去10年の平均件数8件）。

※本資料の構成比は小数点以下第1位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 海洋汚染確認件数の推移



## 2 海域別海洋汚染確認件数（資料2 参照）

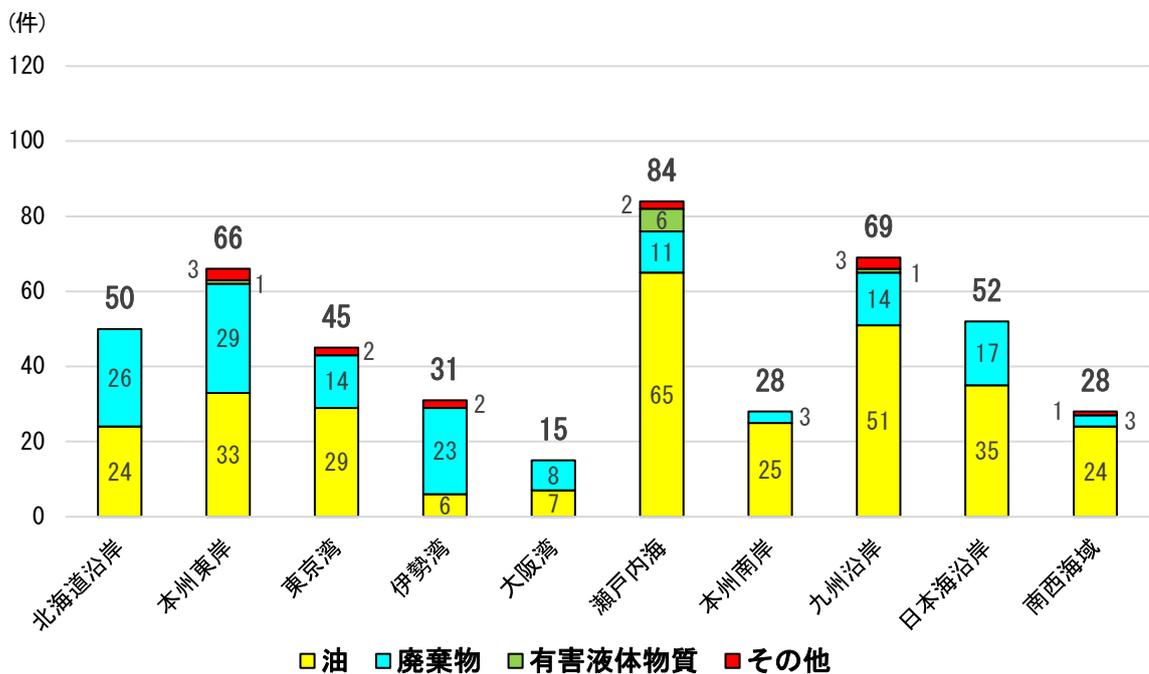
海域別では、瀬戸内海が84件（18%）と最も多く、次いで九州沿岸が69件（15%）、本州東岸が66件（14%）の順となっています。

海洋汚染物質別では、油による海洋汚染確認件数は、合計299件でしたが、瀬戸内海が65件（22%）と最も多く、次いで九州沿岸の51件（17%）、日本海沿岸の35件（12%）の順となっています。

廃棄物による海洋汚染確認件数は、合計で148件でしたが、本州東岸が29件（20%）と最も多く、次いで北海道沿岸が26件（18%）、伊勢湾の23件（16%）の順となっています。

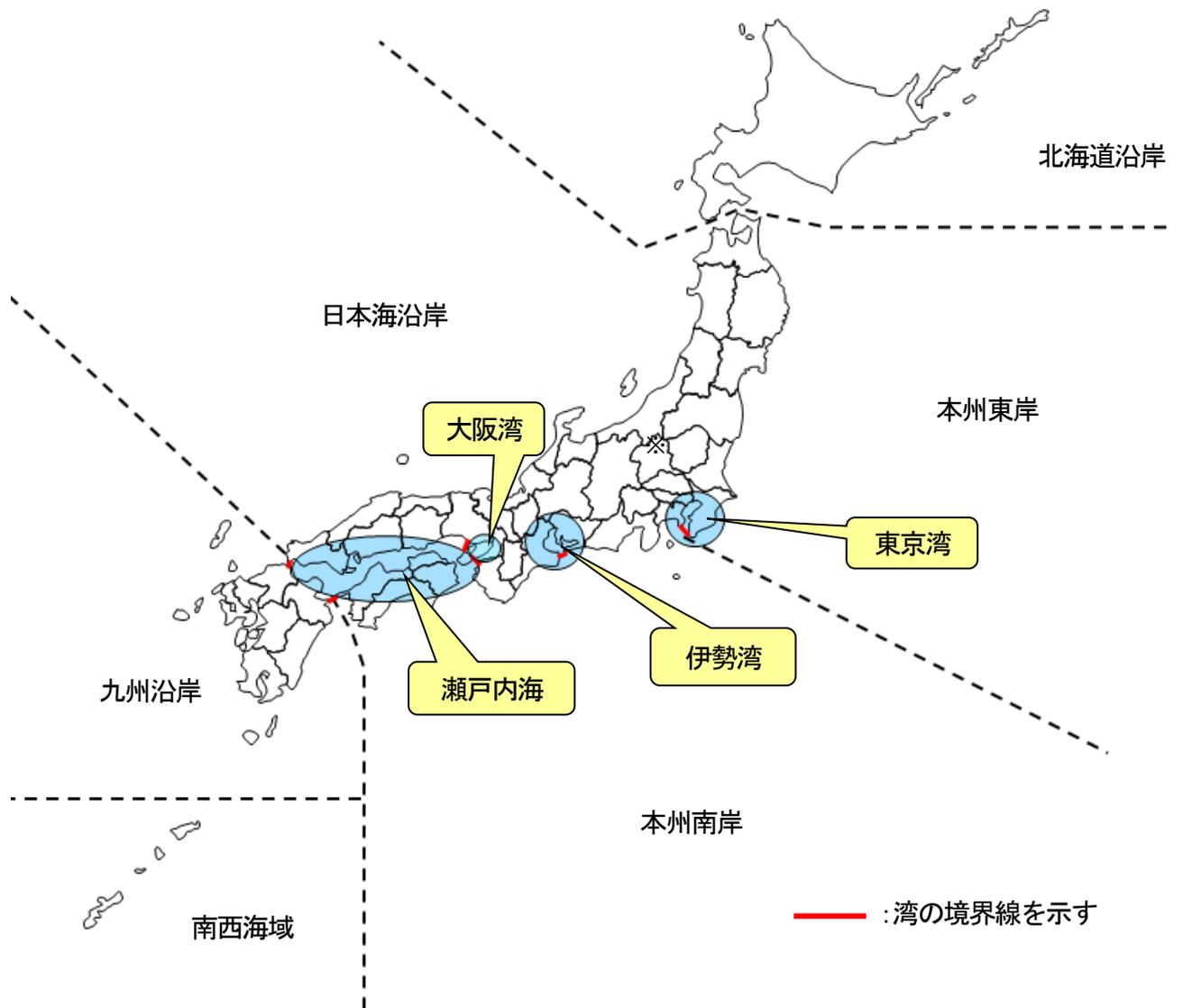
有害液体物質による海洋汚染確認件数は、合計で8件でしたが、瀬戸内海が6件、本州東岸と九州沿岸が同数の1件となっています。

### 海域別海洋汚染確認件数



※瀬戸内海は、大阪湾を除く。

# 海域区分図



### 3 油による海洋汚染（資料3、4、5参照）

油による海洋汚染は、299件（前年332件）が確認されています。

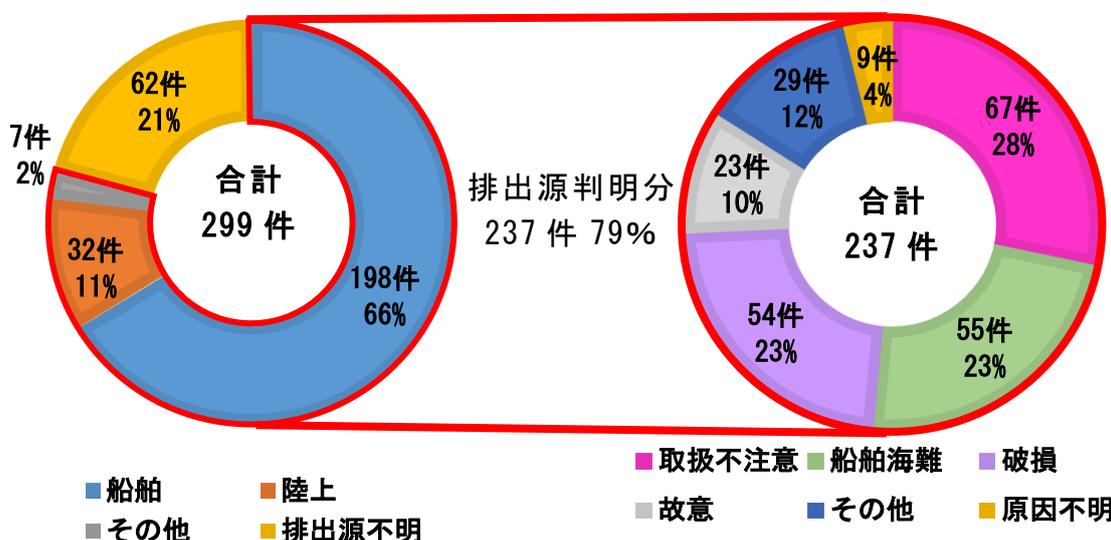
排出源別では、船舶からの油排出が198件（前年195件）と最も多く、次いで陸上からが32件（前年40件）、排出源不明が62件（前年76件）、その他が7件（前年21件）の順となっています。

排出原因が判明しているものは、237件（前年256件）であり、排出原因別では、取扱不注意が67件（前年93件）と最も多く、次いで船舶海難が55件（前年44件）、送油管やホース等の破損が54件（前年48件）、故意が23件（前年16件）の順となっています。

また、排出原因の中で、23%を占めている船舶海難の内容は、浸水、転覆、乗揚げ、衝突、火災、沈没となっています。

油による海洋汚染(排出源別)

排出源判明分の排出原因別



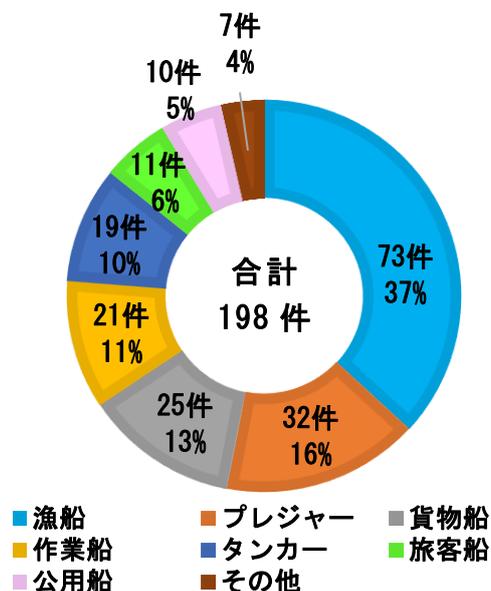
#### (1) 船舶からの油排出による海洋汚染

##### ア 海洋汚染確認件数

船舶からの油排出による海洋汚染は、198件（前年195件）が確認されています。

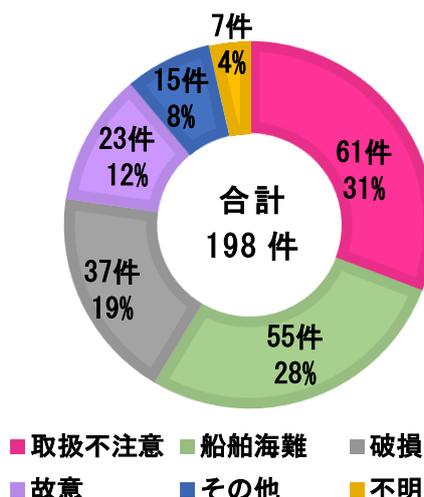
船舶の船種別では、漁船が73件（前年61件）と最も多く、次いでプレジャーボートが32件（前年31件）、貨物船が25件（前年24件）、作業船が21件（前年32件）、タンカーが19件（前年12件）、旅客船が11件（前年5件）、公用船が10件（前年11件）の順となっています。

船舶からの油排出による海洋汚染  
(船種別)



排出原因別では、取扱不注意が61件（前年83件）と最も多く、次いで船舶海難が55件（前年44件）、破損が37件（前年30件）、故意が23件（前年16件）の順となっています。

船舶からの油排出による海洋汚染  
（排出原因別）



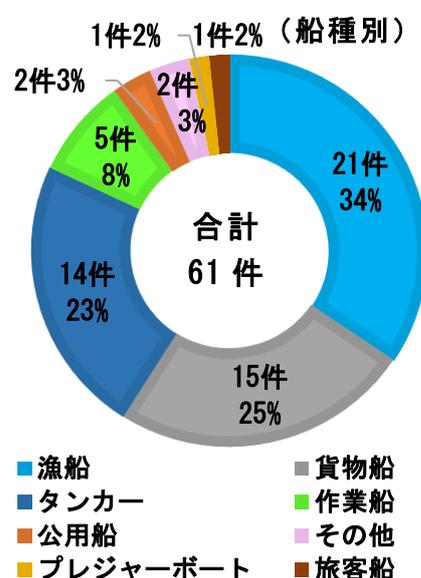
## イ 海洋汚染の特徴

船舶からの油排出による海洋汚染のうち、31%が取扱不注意によるものとなっています。

### （ア）船種別

船種別では、漁船が21件（前年22件）と最も多く、次いで貨物船が15件（前年11件）、タンカーが14件（前年10件）、作業船が5件（前年16件）、公用船が2件（前年4件）の順となっています。

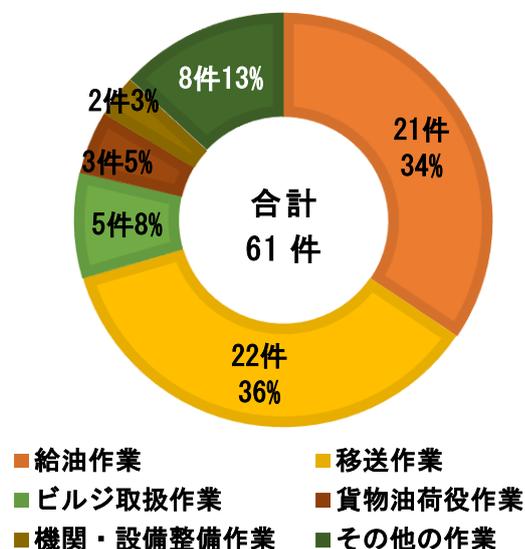
取扱不注意による油排出



### （イ）作業内容別

取扱不注意による油排出が起きた際の作業内容とその件数は、給油作業及び油の移送作業※を併せたものが43件（前年36件）、ビルジ取扱作業が5件（前年8件）、貨物油荷役作業が3件（前年4件）、機関・設備整備作業が2件（前年17件）となっています。

取扱不注意による油排出（作業別）

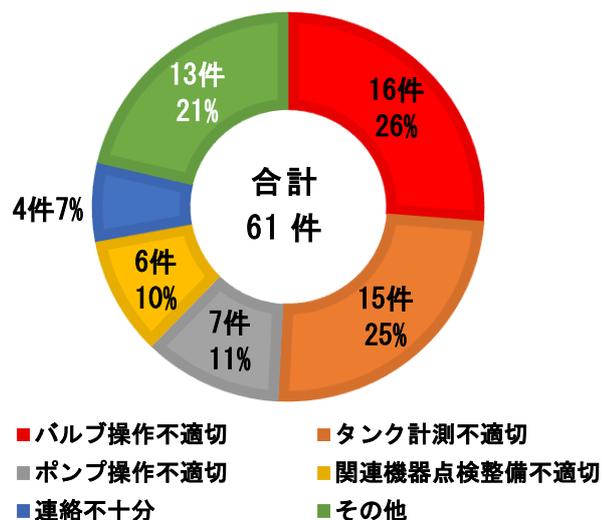


※「移送作業」とは、ポンプ等を使用し、船舶内で燃料油等をタンクからタンクへ移動させる作業のことです。

## (ウ) 原因別

取扱不注意により油排出に至った際の原因とその件数は、バルブ操作不適切が16件（前年20件）と最も多く、次いでタンク計測不適切が15件（前年14件）、ポンプ操作不適切が7件（前年6件）、関連機器点検整備不適切が6件（前年16件）、連絡不十分が4件（前年1件）の順となっています。

取扱不注意による油排出  
（原因作業別）



### a バルブ操作不適切

不適切なバルブ操作に起因する油排出事案16件のうち、船種別では、貨物船とタンカーがそれぞれ6件と最も多く、漁船と作業船がそれぞれ2件となっています。

また、不適切なバルブ操作のうち、燃料・潤滑油等の給油又は移送に伴うバルブ開閉についてのバルブ操作のミスが12件となっており、4分の3を占めています。

バルブ操作不適切による油流出事案全てが、作業開始前後に、関連するバルブの開閉状態の点検を的確に実施していれば防ぐことができる可能性が非常に高いものとなっています。

### b タンク計測不適切

不適切なタンク計測に起因する油流出事案15件のうち、給油中のものが7件、油の移送中のものが6件、貨物油荷役中のものが2件となっています。

船種別では、漁船が7件と最も多く、次いでタンカーが4件、貨物船が2件、旅客船と作業船がそれぞれ1件となっています。

不適切なタンク計測による油流出事案のほとんどが、給油、移送等をする予定のタンク残量の計測を行うことなく見込みで把握し、さらに給油、移送等の量も見込みで実施したことにより発生していることから、作業開始前及び作業中にタンク残量を計測し、移送量等を正確に把握していれば防ぐことができた可能性が非常に高いものとなっています。

### c ポンプ操作不適切

不適切なポンプ操作に起因する油流出事案7件は、燃料油の移送中、不用意に持ち場を離れ、ポンプの停止が遅れたことにより船外に油が排出されたものや、ポンプスイッチの誤操作によるものでした。

船種別では、漁船が4件、タンカーが2件、貨物船が1件となっています。

油の移送中や給油中に持ち場を離れる場合、油の排出防止のため、代役を立てることや作業の一時中断等の対応が必要です。

誤ってポンプの起動ボタンを押してしまうことを防止するためには、注意を呼び掛ける警告の表示やボタンにカバーを設置するなどの措置が有効です。

### d 関連機器点検整備不適切

不適切な関連機器点検整備に起因する油流出事案6件のうち、作業別でみると燃料油移送作業で発生したものが1件、ビルジ（船底に溜まった油性混合物）取扱作業で発生したものが1件、残りはその他の作業によるものとなっています。点検整備不適切が認められた箇所は、測深管、燃料系統ホース、油受け装置、船外機等です。

船種別では、漁船と貨物船がそれぞれ2件のほか、タンカーが1件となっています。

再発防止策としては、日頃の関連機器点検整備において、経年劣化による破損や固着による作動不良に対して注意を払い、適宜補修等を行うことが必要です。

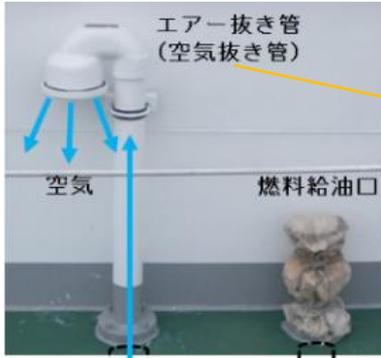
## ウ 油の海上への流出を防止する措置

油の海上への流出を防止する措置として、オーバーフロータンク（燃料漏油防止タンク）の設置、スカッパ（排水口）の閉鎖があります。

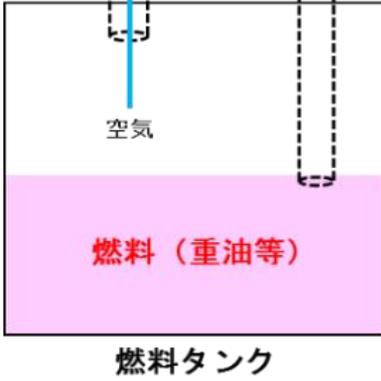
給油又は船内タンク間での油の移送を行う際は、燃料タンク等のエア一抜き管（空気抜き管）にオーバーフロータンクを設置、あわせてスカッパの閉鎖を行うことで、エア一抜き管から油があふれても、オーバーフロータンク内に一定量の貯油が可能であり、万が一、オーバーフロータンクから油が甲板上にあふれ出た場合も、スカッパの閉鎖により船外への流出を抑えることができます。

また、これら器具の使用にあたっては、オーバーフロータンクのナイロン製部品やスカッパ閉鎖器具のゴムについて劣化していないかなどの点検が重要です。

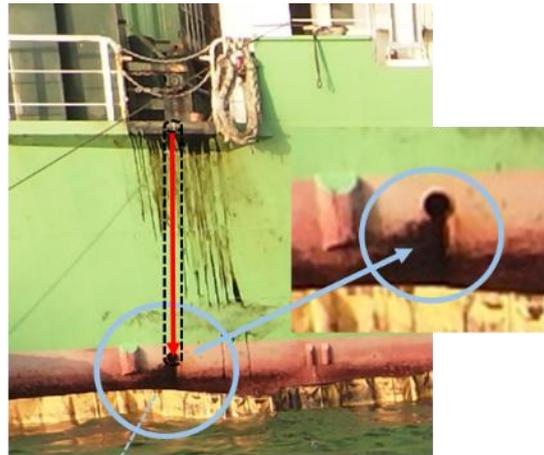
このほか、機器の整備作業等で甲板上に流出した油が、雨によりスカッパから流出した事案も発生しており、給油や移送の実施に関わらず甲板上に油が流出するおそれがある場合、スカッパの閉鎖、同器具の作動確認等を確実にを行うことが、油流出防止において有効です。



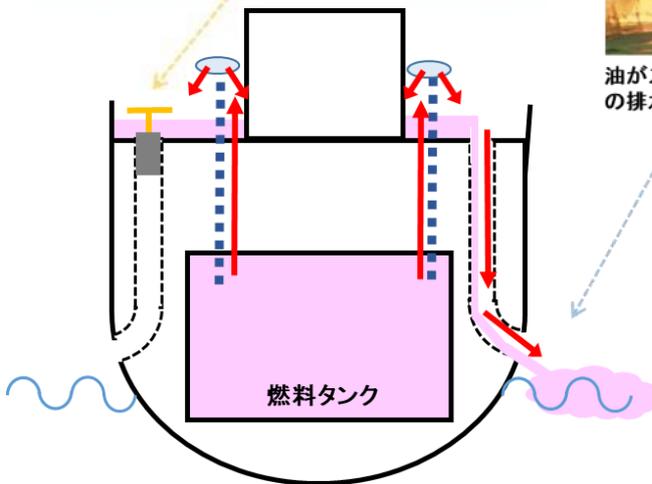
エア-抜き管 (空気抜き管) にオーバーフロータンクを設置した状況



スカッパ- (排水口) を閉鎖器具で閉鎖した状況 (周囲に降雨した雨水がたまっている。)



油がスカッパ- (排水口) に流れ込み、海面近くの排水口から海上に排出された状況 (黒色が油)



- スカッパ- (排水口)
- スカッパ- (排水口) 閉鎖器具
- エア-抜き管 (空気抜き管)
- 燃料油の流れ

## ～海洋汚染事例1（船舶からの油排出による海洋汚染）～

### バルブ操作不適切など取扱不注意が原因となった油排出

#### 1 排出に至る経緯

貨物油や燃料油を他のタンクに移送作業中、不適切なバルブ操作、誤った計測、ポンプの操作不適切などの取扱不注意が原因となり貨物油等がタンクからオーバーフローしたものの。

#### 2 防止策

貨物油等の移送作業を実施する際には、以下、①～④の事項を遵守すること。

① 移送前には、次の2点を確実に確認すること。

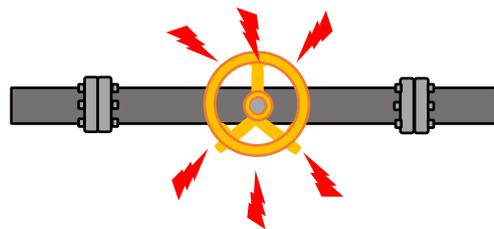
- ・ 移送の配管経路及びバルブ切替え状況
- ・ 移送先のタンク内の現在量

② 移送中は定期的に測深尺等でタンク内の量を計測する。

③ 移送作業中は他の作業に従事しない。

他の作業に従事する場合は、代理を立てるほか、タイマーを使用する等により、失念を防ぐ。

④ 不測の事態における海上への油の流出を防止するため、エア抜き管へのオーバーフロータンクの設置、スカッパ（排水口）の確実な閉鎖のほか、各作業者との連絡体制を維持すること。



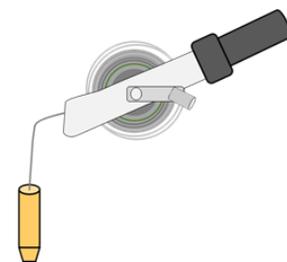
## ～海洋汚染事例2（船舶からの油排出による海洋汚染）～

### 測深による確認を怠ったことによる、燃料油移送作業中における油排出

#### 1 排出に至る経緯

移送先タンクの油量計のゲージを目視による確認のみを行い、停泊用発電機への燃料油の移送作業を開始したが、面倒であったので、移送作業中に、移送元・移送先タンクの測深は行わなかった。

その結果、油量計のゲージが予定数量の値を示す前に、満杯になった移送先タンクの上部に設置されているエア抜き管から、燃料油が噴出し、甲板にあるスカッパ（排水口）を通じて、海上に排出したものの。



#### 2 防止策

油量計のゲージの多くは、正確な値を示すまでに、若干の時間が掛かる（タイムラグが発生する）ため、タンク内の油量を短時間で大きく変化させる移送作業等の場合には、そのタイミングでの正しい油量を示すことは出来ない。

このため、タンク内の油量を正確に把握するために、測深を行う。

## ～海洋汚染事例3（船舶からの油排出による海洋汚染）～

### 不適切な保守管理によって船舶が沈没したことが原因となった油排出

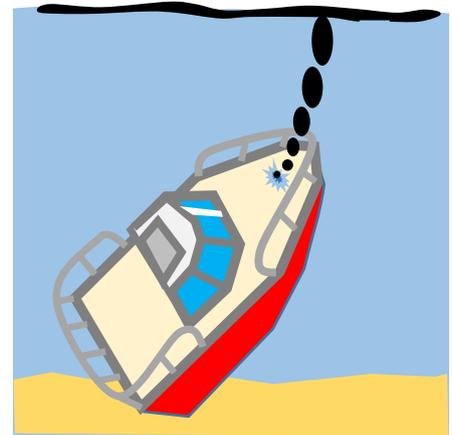
#### 1 排出に至る経緯

約3年にわたり適切な保守管理がなされていなかった係留中の作業船の甲板に破孔や亀裂等が生じ、雨水が船内に流入し海底に沈没したため、搭載していた燃料油の全量（重油・約200リットル）が流出したものの。

#### 2 防止策

係留船舶の保守管理に対する責任体制を明確にするほか、船主として適正な保守管理が徹底されているかを定期的に確認する。

また、不要となった船舶は、法令の定めるところにより適切に廃棄する。

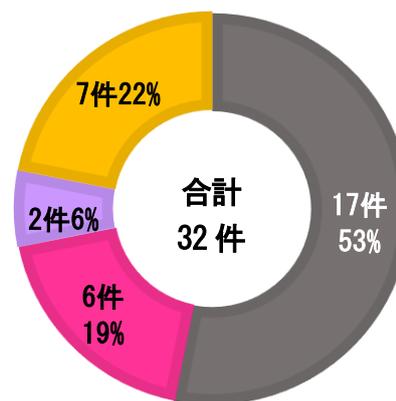


## (2) 陸上からの油排出による海洋汚染

### ア 海洋汚染確認件数

陸上からの油排出による海洋汚染は、32件（前年40件）が確認されています。排出原因は、破損が17件（前年18件）と最も多く、次いで取扱不注意が6件（前年10件）の順となっており、故意は0件でした。

陸上からの油排出による海洋汚染（排出原因別）



■破損 ■取扱不注意 ■不明 ■その他

### イ 海洋汚染の特徴

陸上からの油排出による海洋汚染のうち、事業者による油排出が21件（前年14件）、次いで一般市民によるものが4件（前年7件）、漁業関係者によるものが4件（前年4件）の順で、その他（原因者不明）が3件（前年15件）となっています。

## 4 有害液体物質による海洋汚染（資料3、4参照）

### (1) 海洋汚染確認件数

有害液体物質による海洋汚染は、8件（前年14件）が確認されており、前年に比べ減少しています。

排出源別では、陸上の事業所からの排出が7件、船舶（ケミカルタンカー）からの排出が1件となっています。

### (2) 海洋汚染の特徴

#### ア 船舶からの有害液体物質排出

船舶からの有害液体物質排出は、取扱不注意によるものが1件です。その内容は、船側から陸上施設に荷役ホースを送った際に、ホース内に残存していた水酸化ナトリウム溶液を漏洩させて海に排出したものです。

#### イ 陸上からの有害液体物質排出

陸上からの有害液体物質排出は、破損によるものが6件、取扱不注意によるものが1件となっています。

## 5 廃棄物による海洋汚染（資料3参照）

### （1）海洋汚染確認件数

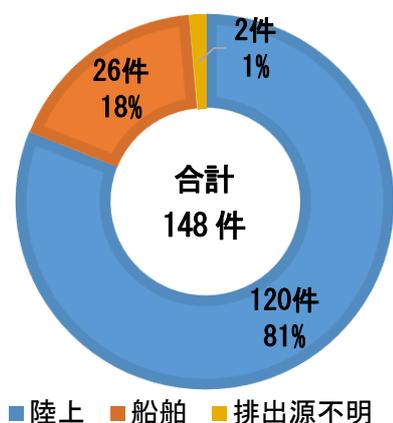
廃棄物による海洋汚染は、148件（前年139件）が確認されています。

排出源別では、陸上からの廃棄物排出が120件（前年119件）、船舶からの廃棄物排出が26件（前年20件）となっています。

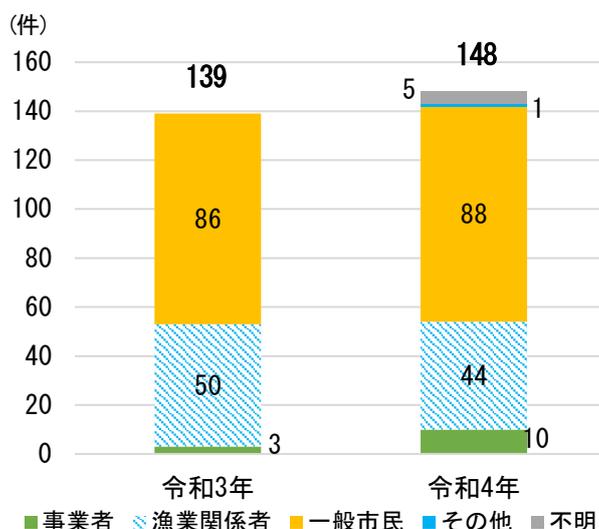
廃棄物による海洋汚染148件のうち、一般市民によるものは88件（前年86件）で、その多くが「家庭ごみ」の不法投棄によるものとなっています。

漁業関係者によるものは44件（前年50件）で、主に漁業活動で発生した「残さ」の不法投棄によるものとなっています。

廃棄物による海洋汚染(排出源別)



廃棄物による海洋汚染(排出原因者別)

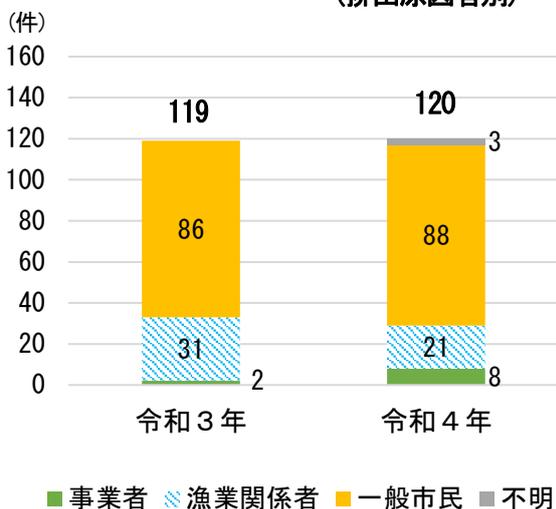


### （2）海洋汚染の特徴

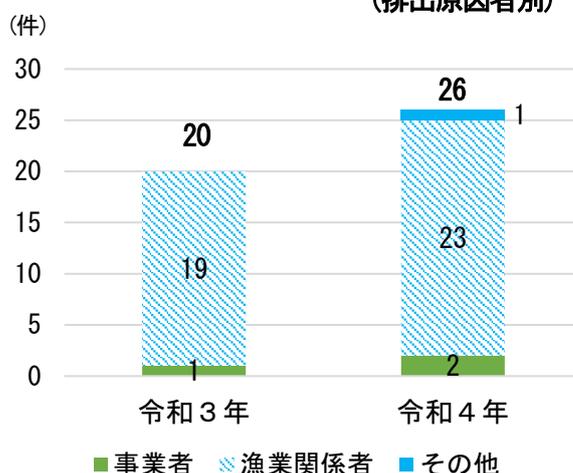
陸上からの廃棄物排出による海洋汚染120件（前年119件）のうち、一般市民によるものが88件（前年86件）、漁業関係者によるものは21件（前年31件）、事業者によるものは8件（前年2件）となっています。

船舶からの廃棄物排出による海洋汚染26件（前年20件）のうち、漁業関係者によるものが23件（前年19件）、事業者によるものが2件（前年1件）、その他1件（前年0件）となっています。

陸上からの廃棄物排出による海洋汚染(排出原因者別)



船舶からの廃棄物排出による海洋汚染(排出原因者別)



## ～海洋汚染事例 1（廃棄物による海洋汚染）～

- 1 一般市民（外国人）が投棄した「カキ殻」による海洋汚染  
一般市民が、自身で採捕したカキをその場で剥き、不要となったカキ殻を付近海域に投棄したものの。
- 2 漁業関係者が排出した「漁具」による海洋汚染  
漁業関係者が、不要となった生け簀用の金網（約4トン）を漁港内に投棄したものの。

（両事案ともに廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙）



投棄されたカキ殻



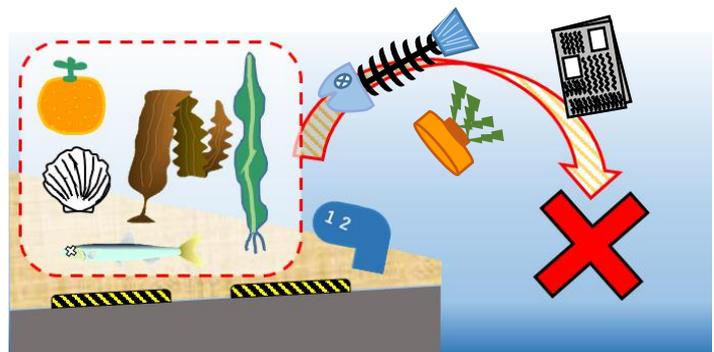
投棄された生け簀用の金網

## ～海洋汚染事例 2（陸上からの不要物廃棄による海洋汚染）～

### 岸壁や海岸等の陸上から海域への不要物の廃棄

- 1 排出に至る経緯  
家庭や加工場等で発生した不要物を海域に投棄したものの。  
＜不要物として廃棄された事例＞
  - ① 家庭で不要となったもの（生ごみ、紙、灰・燃え殻、ティッシュ等）
  - ② 加工場や船で不要となったもの（海藻の茎、魚貝類の皮・内臓・殻・死骸等）
  - ③ 栽培過程で不要となったもの（野菜くず・果物の腐敗物等）
  - ④ 粗大ゴミ（水上オートバイ、ソファ等）

- 2 防止策  
関係法令や各市町村に定められた廃棄方法に従って廃棄する。

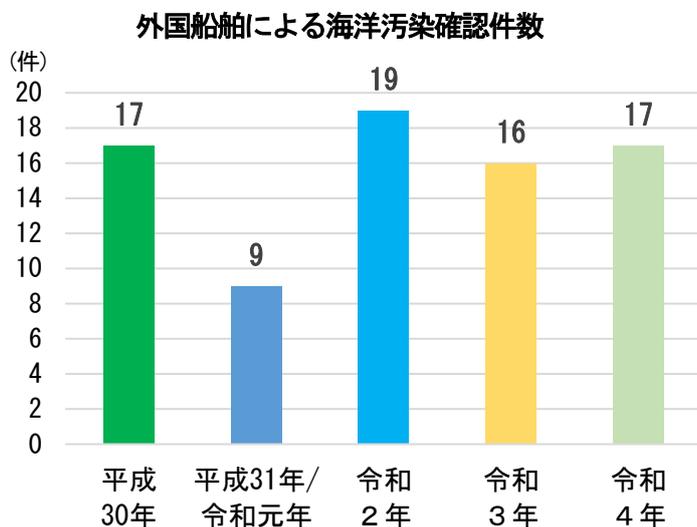


## 6 外国船舶による海洋汚染（資料6参照）

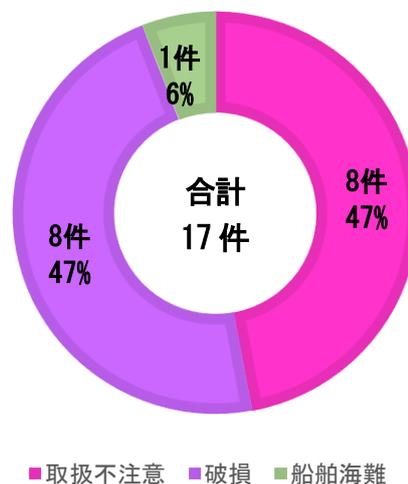
令和4年の海洋汚染確認件数467件のうち、外国船舶による海洋汚染は17件（前年16件）で、油による海洋汚染が17件（前年16件）となっています。

また、海域別に見ると我が国領海内が17件、領海外が0件となっています。

原因別では、取扱不注意が8件（前年5件）、破損が8件（前年4件）、船舶海難が1件（前年4件）の順となっています。



外国船舶による海洋汚染確認件数（原因別）



## II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染は、大半が人為的要因により発生している現状であり、これを防止するためには、国民の皆様には海上環境関係法令の遵守や海洋環境保全への意識を高めていただくことが重要です。

このため、海上保安庁では、地方公共団体や海上保安協会等関係機関、ボランティアの方々と連携し、「未来に残そう青い海」をスローガンに全国各地で海洋環境保全を目的とした指導・啓発活動を実施し、身近なごみが海洋汚染に結びつく現状について理解の促進を図っています。

特に、毎年6月ごろを「海洋環境保全推進月間」として、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室等の啓発活動を重点的に実施しています。

また、近年、海洋プラスチックごみによる海洋汚染は地球規模の課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでも議題として取り上げられました。我が国では環境省を中心に官民連携した取組を推進しており、当庁においても、日本財団等が推進する「海と日本プロジェクト」<sup>1</sup>及び同プロジェクトを基盤とした取組である「CHANGE FOR THE BLUE」と連携し、「海ごみゼロウィーク」一斉清掃<sup>2</sup>への協力・参加等も行っています。

なお、令和4年における主な活動状況は、次のとおりです。

|            |        |                       |
|------------|--------|-----------------------|
| ○海洋環境保全講習会 | 51回    | (1,222人)              |
| ○訪船指導      | 2,042隻 |                       |
| ○訪問指導      | 552か所  |                       |
| ○海洋環境保全教室  | 168回   | (7,609人)              |
| ○漂着ごみ分類調査  | 205か所  | (25,927人  ごみ袋17,668袋) |

<sup>1</sup> 「海と日本プロジェクト」とは、海で進行している環境の悪化などの現状を、子供たちをはじめ全国の人たちが「自分ごと」としてとらえ、海を未来へ引き継ぐアクションの輪を広げていくため、公益財団法人日本財団、総合海洋政策本部、国土交通省の旗振りのもと、オールジャパンで推進するプロジェクトです。

<sup>2</sup> 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃とは、環境省及び公益財団法人日本財団が平成31年2月から推進している共同事業の1つであり、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後までの期間を「海ごみゼロウィーク」として、同期間中に海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動を行い、その取組結果を世界へ発信する取組です。

## 1 海洋環境保全講習会

海事・漁業関係者、港湾事業者、マリ  
ンレジャー関係者等を対象に、海洋汚染の現  
状、受講者の事業内容等に応じた油の排出  
防止及び廃棄物の適正処理並びに海上環境  
関係法令の遵守等について講習を行ってい  
ます。



(参考イメージ画像)  
オンラインによる海洋環境保全講習会

## 2 訪船指導及び訪問指導

漁船等の船舶及び海事関係企業並びにマリ  
ンレジャー活動の関係者を個別  
に訪問して、油の排出防止や廃棄物等の適正処理等について指導を行ってい  
ます。



訪船指導



事業所への訪問指導

## 3 海洋環境保全教室

若年層を含む一般市民を対象に、海洋環境保全思想の普及を行っており、  
年齢構成に応じ、環境紙芝居の上演、漂着ごみ分類調査、簡易水質測定<sup>3</sup>等  
を織り交ぜるなど創意工夫し、身近なごみが海洋汚染に結びつく現状を体  
感できる内容となるよう努めています。



若年層に対する海洋環境保全教室



簡易水質測定の体験会

<sup>3</sup> 「簡易水質測定」とは、試薬が封入されたポリエチレンチューブ（簡易水質測定器）の中に水を吸い込み、指  
定時間後に標準色と比べることで水の汚れ等を測定するもので、小学生でも簡単に身近な海、川等の水の汚れを  
測定・観察することができます。

#### 4 漂着ごみ分類調査

全国の海岸で多くの参加者とともにごみの海浜清掃活動を行い、これに併せて漂着ごみ分類調査、海洋環境保全教室等を行うことで、多くの参加者の方々に身近なごみが海洋汚染に結びつく現状を体感してもらう等、海洋環境保全の意識高揚につなげるための活動を行いました。



漂着ごみ分類調査



地域の皆様と連携した海浜清掃活動

#### 5 電光掲示板等を活用した啓発活動

水族館、スタジアム、ショッピングモール等の集客施設、空港、駅等の公共施設、多くの方々が訪れるイベント会場等において、電光掲示板、横断幕、ポスター、環境パネル等を活用して海洋環境保全思想の普及・啓発を行いました。



水族館における啓発活動



競艇場における啓発活動



駅前電子公告塔を活用した啓発活動

#### 6 報道機関を通じた啓発活動の実施

テレビやラジオ等の各種報道機関を通じて、スローガン「未来に残そう青い海」のほか、海洋汚染の実情等を周知し、海洋環境保全思想の普及を行いました。

## ～未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクールの開催～

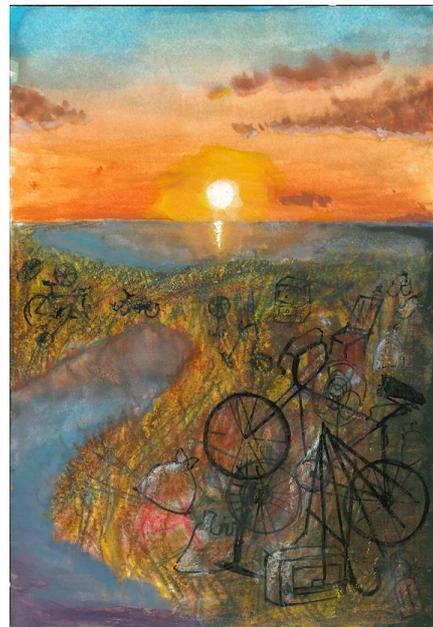
海上保安庁では、将来を担う小中学生の子どもたちに海洋環境について考える機会を提供することで海への関心を高め、海洋環境保全思想の普及とともに、海上保安業務への理解の促進を図ることを目的として、公益財団法人海上保安協会との共催で「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催しています。

第23回を迎えた図画コンクールは、応募者が手軽に描いてポストに投函できる「はがきサイズ」で図画作品を募集し、全国の小中学生から17,403点の応募がありました。審査及び選考の結果、特別賞（国土交通大臣賞）、海上保安庁長官賞等の受賞作品が決定しました。

全国で開催される海洋環境保全思想の普及に関するイベントや広報などで、受賞作品をはじめ、応募された図画作品を活用しています。



特別賞（国土交通大臣賞／小学生低学年の部から選考）



長官賞（小学生高学年の部）



長官賞（小学生低学年の部）



長官賞（中学生の部）

## まとめ

### 1 令和4年の海洋環境保全活動の重点項目

海上保安庁では、令和3年における海洋汚染の発生原因の傾向を踏まえ、令和4年の海洋環境保全推進活動の重点項目を次の項目として定め、指導・啓発活動を実施しました。

#### 【重点項目】

- (1) 取扱不注意を原因とした油の排出及びプラスチックごみを含む一般ごみや漁業活動で発生する「残さ」等の廃棄物排出による海洋汚染の防止に係る指導・啓発活動
- (2) 未来の海洋環境を担う若年層向けの海洋環境保全活動

#### 【実施内容】

##### (1) 油及び有害液体物質による汚染について

主に海事関係者及び漁業関係者に対し、海洋環境保全講習会、訪船指導等を通じて、次に掲げる事項の指導を実施。

- ① 油等の排出原因として最も多い「バルブ操作」、「タンク計測」等の作業中における取扱不注意による排出の防止
- ② 船内で油等の漏出が生じた際に海上への流出を防止する措置（オーバーフロータンクの設置、スカッパの閉鎖等）の実施
- ③ 海洋環境啓発活動に併せた海難防止指導

##### (2) 廃棄物による汚染について

主に漁業関係者及び若年層を含む一般市民に対し、海洋環境保全教室、訪船・訪問指導、漂着ごみ分類調査等を通じて、次に掲げる事項の指導又は啓発を実施

- ① 廃棄物の不法投棄の防止
- ② 廃棄物が漁業及び海洋環境に与える影響
- ③ 海洋プラスチックごみの排出抑制に係る啓発の実施

### 2 令和4年の海洋汚染の傾向

令和4年の海洋汚染確認件数は468件となり、令和3年に確認された493件よりは減少したものの、過去10年間の平均値よりは多い状況でした。

#### (1) 油による海洋汚染確認件数について

陸上及び船舶からの油の排出は、前年と比べて33件減少しました。

##### ア 船舶からの油排出による海洋汚染確認件数

主な排出原因は、取扱不注意によるものが61件、船舶海難によるものが55件、破損によるものが37件でした。

##### イ 陸上からの油排出による海洋汚染確認件数

主な排出原因は、破損によるものが17件、取扱不注意によるものが6件でした。

#### (2) 有害液体物質による海洋汚染確認件数について

陸上の事業所からの排出によるものが7件、船舶（ケミカルタンカー）からの排出によるものが1件であり、前年と比べて6件減少しました。

#### (3) 廃棄物による海洋汚染確認件数について

陸上からの排出によるものが120件、船舶からの排出によるものが26件

であり、前年と比べて 7 件増加しており、全てが不法投棄によるものでした。

排出原因者別の廃棄物の主な内容は、一般市民によるものが「家庭ごみ」、漁業関係者によるものが漁業活動で発生する「残さ」でした。

### 3 海上保安庁の今後の取組について

海上保安庁では、人為的要因による海洋汚染の根絶及び海洋環境保全の意識高揚につなげるため、次の活動を実施します。

#### (1) 油及び有害液体物質による海洋汚染への対応について

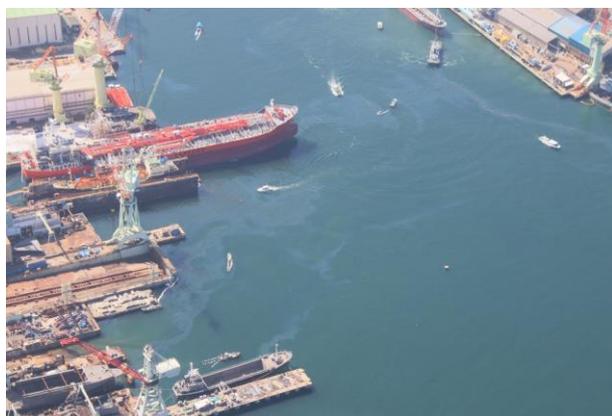
(主に海事・漁業関係者)

- ・ 海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導の実施及びこれら活動に併せた海難防止活動
- ・ 取扱不注意による排出原因の件数が多く生じている作業（バルブ操作、タンク計測等）に関する不注意やミスへの防止に対する指導
- ・ 船舶における燃料搭載中の油漏洩事故も多いため、船舶燃料給油業者を通じた注意喚起の実施

#### (2) 廃棄物による海洋汚染への対応について

(主に漁業関係者、若年層を含む一般市民)

- ・ 海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導及び海洋環境教室の実施
- ・ 不法投棄防止のための呼びかけ及び指導
- ・ 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃への協力・参加など、日本財団等が推進する「海と日本プロジェクト」を基盤とした取組である「CHANGE FOR THE BLUE」との連携



港湾施設からの油流出状況



海洋環境保全教室による啓発活動

資料 1 物質別海洋汚染確認件数（過去10年分）

（単位：件）

|                           |    | 油   | 廃棄物 | 有害液体<br>物質 | その他 | 合計  | 前年比  |
|---------------------------|----|-----|-----|------------|-----|-----|------|
| 平成25年<br>(2013年)          | 件数 | 257 | 187 | 3          | 8   | 455 | 119% |
|                           | 割合 | 56% | 41% | 1%         | 2%  |     |      |
| 平成26年<br>(2014年)          | 件数 | 235 | 128 | 3          | 14  | 380 | 84%  |
|                           | 割合 | 62% | 34% | 1%         | 4%  |     |      |
| 平成27年<br>(2015年)          | 件数 | 247 | 112 | 9          | 24  | 392 | 103% |
|                           | 割合 | 63% | 29% | 2%         | 6%  |     |      |
| 平成28年<br>(2016年)          | 件数 | 293 | 111 | 21         | 12  | 437 | 111% |
|                           | 割合 | 67% | 25% | 5%         | 3%  |     |      |
| 平成29年<br>(2017年)          | 件数 | 286 | 125 | 8          | 6   | 425 | 97%  |
|                           | 割合 | 67% | 29% | 2%         | 1%  |     |      |
| 平成30年<br>(2018年)          | 件数 | 283 | 113 | 5          | 13  | 414 | 97%  |
|                           | 割合 | 68% | 27% | 1%         | 3%  |     |      |
| 平成31年/<br>令和元年<br>(2019年) | 件数 | 275 | 144 | 3          | 10  | 432 | 104% |
|                           | 割合 | 64% | 33% | 1%         | 2%  |     |      |
| 令和2年<br>(2020年)           | 件数 | 286 | 158 | 1          | 8   | 453 | 105% |
|                           | 割合 | 63% | 35% | 0%         | 2%  |     |      |
| 令和3年<br>(2021年)           | 件数 | 332 | 139 | 14         | 8   | 493 | 109% |
|                           | 割合 | 67% | 28% | 3%         | 2%  |     |      |
| 令和4年<br>(2022年)           | 件数 | 299 | 148 | 8          | 13  | 468 | 95%  |
|                           | 割合 | 64% | 32% | 2%         | 3%  |     |      |

（注） 「その他」とは、工場排水等である。

資料2 海域別海洋汚染確認件数(過去5年分)

(単位:件)

| 年          | 種類  | 海 域    |      |     |     |     |                  |      |      |       |      | 合 計 |     |
|------------|-----|--------|------|-----|-----|-----|------------------|------|------|-------|------|-----|-----|
|            |     | 北海道沿岸  | 本州東岸 | 東京湾 | 伊勢湾 | 大阪湾 | (瀬戸内海<br>大阪湾を除く) | 本州南岸 | 九州沿岸 | 日本海沿岸 | 南西海域 |     |     |
| 平成30年      | 油   | 26     | 18   | 25  | 12  | 7   | 49               | 33   | 40   | 43    | 30   | 283 |     |
|            | 油以外 | 有害液体物質 | 0    | 0   | 0   | 2   | 0                | 1    | 1    | 0     | 1    | 0   | 5   |
|            |     | 廃棄物    | 15   | 14  | 2   | 32  | 1                | 8    | 7    | 11    | 22   | 1   | 113 |
|            |     | その他    | 2    | 3   | 0   | 2   | 0                | 3    | 1    | 0     | 0    | 2   | 13  |
|            |     | 小計     | 17   | 17  | 2   | 36  | 1                | 12   | 9    | 11    | 23   | 3   | 131 |
| 計          | 43  | 35     | 27   | 48  | 8   | 61  | 42               | 51   | 66   | 33    | 414  |     |     |
| 平成31年/令和元年 | 油   | 26     | 19   | 26  | 15  | 11  | 55               | 15   | 50   | 26    | 32   | 275 |     |
|            | 油以外 | 有害液体物質 | 0    | 0   | 0   | 1   | 0                | 1    | 0    | 1     | 0    | 0   | 3   |
|            |     | 廃棄物    | 17   | 38  | 0   | 28  | 1                | 22   | 1    | 12    | 24   | 1   | 144 |
|            |     | その他    | 0    | 1   | 0   | 1   | 2                | 1    | 0    | 2     | 2    | 1   | 10  |
|            |     | 小計     | 17   | 39  | 0   | 30  | 3                | 24   | 1    | 15    | 26   | 2   | 157 |
| 計          | 43  | 58     | 26   | 45  | 14  | 79  | 16               | 65   | 52   | 34    | 432  |     |     |
| 令和2年       | 油   | 14     | 31   | 12  | 17  | 10  | 77               | 17   | 57   | 29    | 22   | 286 |     |
|            | 油以外 | 有害液体物質 | 0    | 0   | 1   | 0   | 0                | 0    | 0    | 0     | 0    | 0   | 1   |
|            |     | 廃棄物    | 18   | 32  | 0   | 49  | 5                | 32   | 0    | 8     | 14   | 0   | 158 |
|            |     | その他    | 0    | 0   | 0   | 0   | 0                | 2    | 0    | 1     | 5    | 0   | 8   |
|            |     | 小計     | 18   | 32  | 1   | 49  | 5                | 34   | 0    | 9     | 19   | 0   | 167 |
| 計          | 32  | 63     | 13   | 66  | 15  | 111 | 17               | 66   | 48   | 22    | 453  |     |     |
| 令和3年       | 油   | 30     | 34   | 24  | 15  | 10  | 77               | 22   | 49   | 38    | 33   | 332 |     |
|            | 油以外 | 有害液体物質 | 0    | 1   | 2   | 0   | 1                | 5    | 5    | 0     | 0    | 0   | 14  |
|            |     | 廃棄物    | 25   | 20  | 12  | 25  | 2                | 28   | 5    | 10    | 10   | 2   | 139 |
|            |     | その他    | 0    | 0   | 1   | 0   | 0                | 4    | 0    | 2     | 1    | 0   | 8   |
|            |     | 小計     | 25   | 21  | 15  | 25  | 3                | 37   | 10   | 12    | 11   | 2   | 161 |
| 計          | 55  | 55     | 39   | 40  | 13  | 114 | 32               | 61   | 49   | 35    | 493  |     |     |
| 令和4年       | 油   | 24     | 33   | 29  | 6   | 7   | 65               | 25   | 51   | 35    | 24   | 299 |     |
|            | 油以外 | 有害液体物質 | 0    | 1   | 0   | 0   | 0                | 6    | 0    | 1     | 0    | 0   | 8   |
|            |     | 廃棄物    | 26   | 29  | 14  | 23  | 8                | 11   | 3    | 14    | 17   | 3   | 148 |
|            |     | その他    | 0    | 3   | 2   | 2   | 0                | 2    | 0    | 3     | 0    | 1   | 13  |
|            |     | 小計     | 26   | 33  | 16  | 25  | 8                | 19   | 3    | 18    | 17   | 4   | 169 |
| 計          | 50  | 66     | 45   | 31  | 15  | 84  | 28               | 69   | 52   | 28    | 468  |     |     |

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 排出源別海洋汚染確認件数（過去5年分）

（単位：件）

| 年            | 排出源<br>種類 | 判 明    |      |    |     |     |     |       |     |     |     |       |      |     |     | 不<br>明 | 合<br>計 |     |
|--------------|-----------|--------|------|----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|------|-----|-----|--------|--------|-----|
|              |           | 船      |      |    |     |     |     |       | 陸 上 |     |     |       |      |     |     |        |        |     |
|              |           | 貨物船    | タンカー | 漁船 | 旅客船 | 公用船 | 作業船 | ボレジャー | その他 | 小計  | 事業者 | 漁業関係者 | 一般市民 | その他 | 小計  |        |        | その他 |
| 平成30年        | 油         | 15     | 19   | 64 | 6   | 11  | 20  | 17    | 13  | 165 | 27  | 0     | 9    | 36  | 2   | 203    | 80     | 283 |
|              | 油以外       | 有害液体物質 | 0    | 3  | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 3   | 2   | 0     | 0    | 2   | 0   | 5      | 0      | 5   |
|              | 廃棄物       | 0      | 1    | 9  | 0   | 0   | 4   | 0     | 1   | 15  | 3   | 32    | 59   | 94  | 4   | 113    | 0      | 113 |
|              | その他       | 5      | 0    | 0  | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 5   | 6   | 0     | 0    | 6   | 2   | 13     | 0      | 13  |
|              | 小計        | 5      | 4    | 9  | 0   | 0   | 4   | 0     | 1   | 23  | 11  | 32    | 59   | 102 | 6   | 131    | 0      | 131 |
| 計            | 20        | 23     | 73   | 6  | 11  | 24  | 17  | 14    | 188 | 38  | 32  | 68    | 138  | 8   | 334 | 80     | 414    |     |
| 平成31年 / 令和元年 | 油         | 20     | 21   | 66 | 4   | 6   | 16  | 26    | 19  | 178 | 11  | 1     | 2    | 14  | 8   | 200    | 75     | 275 |
|              | 油以外       | 有害液体物質 | 0    | 3  | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 3   | 0   | 0     | 0    | 0   | 0   | 3      | 0      | 3   |
|              | 廃棄物       | 0      | 0    | 19 | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 19  | 9   | 32    | 84   | 125 | 0   | 144    | 0      | 144 |
|              | その他       | 2      | 0    | 1  | 0   | 0   | 0   | 0     | 1   | 4   | 3   | 0     | 1    | 4   | 2   | 10     | 0      | 10  |
|              | 小計        | 2      | 3    | 20 | 0   | 0   | 0   | 0     | 1   | 26  | 12  | 32    | 85   | 129 | 2   | 157    | 0      | 157 |
| 計            | 22        | 24     | 86   | 4  | 6   | 16  | 26  | 20    | 204 | 23  | 33  | 87    | 143  | 10  | 357 | 75     | 432    |     |
| 令和2年         | 油         | 22     | 15   | 57 | 3   | 7   | 16  | 32    | 15  | 167 | 21  | 4     | 24   | 49  | 9   | 225    | 61     | 286 |
|              | 油以外       | 有害液体物質 | 0    | 0  | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 1   | 0     | 0    | 1   | 0   | 1      | 0      | 1   |
|              | 廃棄物       | 0      | 0    | 10 | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 10  | 4   | 48    | 96   | 148 | 0   | 158    | 0      | 158 |
|              | その他       | 2      | 0    | 0  | 0   | 0   | 0   | 0     | 5   | 7   | 1   | 0     | 0    | 1   | 0   | 8      | 0      | 8   |
|              | 小計        | 2      | 0    | 10 | 0   | 0   | 0   | 0     | 5   | 17  | 6   | 48    | 96   | 150 | 0   | 167    | 0      | 167 |
| 計            | 24        | 15     | 67   | 3  | 7   | 16  | 32  | 20    | 184 | 27  | 52  | 120   | 199  | 9   | 392 | 61     | 453    |     |
| 令和3年         | 油         | 24     | 12   | 61 | 5   | 11  | 32  | 31    | 19  | 195 | 14  | 4     | 22   | 40  | 21  | 256    | 76     | 332 |
|              | 油以外       | 有害液体物質 | 0    | 6  | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 6   | 8   | 0     | 0    | 8   | 0   | 14     | 0      | 14  |
|              | 廃棄物       | 0      | 0    | 19 | 0   | 0   | 1   | 0     | 0   | 20  | 2   | 31    | 86   | 119 | 0   | 139    | 0      | 139 |
|              | その他       | 2      | 0    | 0  | 0   | 0   | 1   | 0     | 1   | 4   | 4   | 0     | 0    | 4   | 0   | 8      | 0      | 8   |
|              | 小計        | 2      | 6    | 19 | 0   | 0   | 2   | 0     | 1   | 30  | 14  | 31    | 86   | 131 | 0   | 161    | 0      | 161 |
| 計            | 26        | 18     | 80   | 5  | 11  | 34  | 31  | 20    | 225 | 28  | 35  | 108   | 171  | 21  | 417 | 76     | 493    |     |
| 令和4年         | 油         | 25     | 19   | 73 | 11  | 10  | 21  | 32    | 7   | 198 | 21  | 4     | 7    | 32  | 7   | 237    | 62     | 299 |
|              | 油以外       | 有害液体物質 | 0    | 1  | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 1   | 7   | 0     | 0    | 7   | 0   | 8      | 0      | 8   |
|              | 廃棄物       | 0      | 0    | 23 | 0   | 1   | 0   | 0     | 2   | 26  | 8   | 21    | 88   | 117 | 0   | 143    | 5      | 148 |
|              | その他       | 4      | 0    | 0  | 0   | 0   | 3   | 0     | 0   | 7   | 6   | 0     | 0    | 6   | 0   | 13     | 0      | 13  |
|              | 小計        | 4      | 1    | 23 | 0   | 1   | 3   | 0     | 2   | 34  | 21  | 21    | 88   | 130 | 0   | 164    | 5      | 169 |
| 計            | 29        | 20     | 96   | 11 | 11  | 24  | 32  | 9     | 232 | 42  | 25  | 95    | 162  | 7   | 401 | 67     | 468    |     |

- (注) 1. 「油以外」の欄の「その他」とは、工場排水等である。  
 2. 排出源「船舶」の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。  
 3. 排出源「陸上」の欄の「その他」とは、原因者が不明なものを含む。  
 4. 排出源「判明」の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、海洋施設等である。

資料4 原因別海洋汚染(排出源不明のものを除く。)確認件数  
(過去5年分)

(単位:件)

| 年          | 原因<br>種類 | 故意     | 取扱不注意 | 破<br>損 | 船舶<br>海難 | そ<br>の<br>他 | 原因不明 | 合<br>計 |     |
|------------|----------|--------|-------|--------|----------|-------------|------|--------|-----|
|            |          |        |       |        |          |             |      |        |     |
| 平成30年      | 油        | 9      | 76    | 34     | 62       | 22          | 0    | 203    |     |
|            | 油以外      | 有害液体物質 | 1     | 3      | 0        | 1           | 0    | 0      | 5   |
|            |          | 廃棄物    | 109   | 0      | 0        | 0           | 0    | 4      | 113 |
|            |          | その他    | 1     | 2      | 2        | 0           | 7    | 1      | 13  |
|            |          | 小計     | 111   | 5      | 2        | 1           | 7    | 5      | 131 |
| 計          | 120      | 81     | 36    | 63     | 29       | 5           | 334  |        |     |
| 平成31年/令和元年 | 油        | 23     | 84    | 21     | 51       | 14          | 7    | 200    |     |
|            | 油以外      | 有害液体物質 | 1     | 1      | 1        | 0           | 0    | 0      | 3   |
|            |          | 廃棄物    | 144   | 0      | 0        | 0           | 0    | 0      | 144 |
|            |          | その他    | 5     | 0      | 1        | 1           | 2    | 1      | 10  |
|            |          | 小計     | 150   | 1      | 2        | 1           | 2    | 1      | 157 |
| 計          | 173      | 85     | 23    | 52     | 16       | 8           | 357  |        |     |
| 令和2年       | 油        | 29     | 60    | 55     | 50       | 31          | 0    | 225    |     |
|            | 油以外      | 有害液体物質 | 0     | 0      | 1        | 0           | 0    | 0      | 1   |
|            |          | 廃棄物    | 157   | 1      | 0        | 0           | 0    | 0      | 158 |
|            |          | その他    | 8     | 0      | 0        | 0           | 0    | 0      | 8   |
|            |          | 小計     | 165   | 1      | 1        | 0           | 0    | 0      | 167 |
| 計          | 194      | 61     | 56    | 50     | 31       | 0           | 392  |        |     |
| 令和3年       | 油        | 16     | 93    | 48     | 44       | 44          | 11   | 256    |     |
|            | 油以外      | 有害液体物質 | 5     | 3      | 5        | 0           | 1    | 0      | 14  |
|            |          | 廃棄物    | 139   | 0      | 0        | 0           | 0    | 0      | 139 |
|            |          | その他    | 6     | 0      | 2        | 0           | 0    | 0      | 8   |
|            |          | 小計     | 150   | 3      | 7        | 0           | 1    | 0      | 161 |
| 計          | 166      | 96     | 55    | 44     | 45       | 11          | 417  |        |     |
| 令和4年       | 油        | 23     | 67    | 54     | 55       | 29          | 9    | 237    |     |
|            | 油以外      | 有害液体物質 | 0     | 2      | 6        | 0           | 0    | 0      | 8   |
|            |          | 廃棄物    | 146   | 0      | 0        | 0           | 0    | 0      | 146 |
|            |          | その他    | 9     | 1      | 2        | 0           | 1    | 0      | 13  |
|            |          | 小計     | 155   | 3      | 8        | 0           | 1    | 0      | 167 |
| 計          | 178      | 70     | 62    | 55     | 30       | 9           | 404  |        |     |

- (注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。  
 2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。  
 3. 原因の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、海洋施設等である。

資料5-1 船舶からの油排出による海洋汚染  
排出原因及び船種別

(単位：件)

| 排出原因<br>船種 | 取扱<br>不注意 | 船舶海難 | 破損 | 故意 | その他 | 合 計 |
|------------|-----------|------|----|----|-----|-----|
| 貨物船        | 15        | 2    | 8  | 0  | 0   | 25  |
| タンカー       | 16        | 0    | 3  | 0  | 0   | 19  |
| 漁船         | 19        | 26   | 8  | 8  | 12  | 73  |
| 旅客船        | 1         | 6    | 4  | 0  | 0   | 11  |
| 公用船        | 2         | 0    | 7  | 1  | 0   | 10  |
| 作業船        | 5         | 6    | 3  | 3  | 4   | 21  |
| プレジャーボート   | 1         | 13   | 4  | 8  | 6   | 32  |
| その他        | 2         | 2    | 0  | 3  | 0   | 7   |
| 計          | 61        | 55   | 37 | 23 | 22  | 198 |

- (注) 1. 排出原因の欄の「その他」は、内容が不明なものを含む。  
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-2 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）  
作業内容及び船種別

(単位：件)

| 作業内容<br>船種 | 給油作業 | 移送作業 | 貨物油<br>荷役作業 | 機関・設備<br>整備作業 | ビルジ<br>取扱作業 | その他の<br>作業 | 合 計 |
|------------|------|------|-------------|---------------|-------------|------------|-----|
| 貨物船        | 7    | 5    | 0           | 0             | 1           | 2          | 15  |
| タンカー       | 3    | 7    | 3           | 0             | 0           | 1          | 14  |
| 漁船         | 8    | 9    | 0           | 1             | 2           | 1          | 21  |
| 旅客船        | 1    | 0    | 0           | 0             | 0           | 0          | 1   |
| 公用船        | 0    | 1    | 0           | 0             | 0           | 1          | 2   |
| 作業船        | 2    | 0    | 0           | 1             | 2           | 0          | 5   |
| プレジャーボート   | 0    | 0    | 0           | 0             | 0           | 1          | 1   |
| その他        | 0    | 0    | 0           | 0             | 0           | 2          | 2   |
| 計          | 21   | 22   | 3           | 2             | 5           | 8          | 61  |

- (注) 1. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、バラスト水注水作業等である。  
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-3 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）  
取扱不注意の原因及び船種別

（単位：件）

| 取扱不注意の原因<br>船種 | バルブ<br>操作不適切 | タンク<br>計測不適切 | ポンプ<br>操作不適切 | 関連機器<br>点検整備<br>不適切 | 連絡不十分 | その他 | 合計 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|-------|-----|----|
| 貨物船            | 6            | 2            | 1            | 2                   | 3     | 1   | 15 |
| タンカー           | 6            | 4            | 2            | 1                   | 0     | 1   | 14 |
| 漁船             | 2            | 7            | 4            | 2                   | 0     | 6   | 21 |
| 旅客船            | 0            | 1            | 0            | 0                   | 0     | 0   | 1  |
| 公用船            | 0            | 0            | 0            | 0                   | 1     | 1   | 2  |
| 作業船            | 2            | 1            | 0            | 0                   | 0     | 2   | 5  |
| プレジャーボート       | 0            | 0            | 0            | 0                   | 0     | 1   | 1  |
| その他            | 0            | 0            | 0            | 1                   | 0     | 1   | 2  |
| 計              | 16           | 15           | 7            | 6                   | 4     | 13  | 61 |

- （注） 1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、船体動揺による転倒の不可抗力によるもの等である。  
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-4 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）  
取扱不注意の原因及び作業内容

（単位：件）

| 取扱不注意の原因<br>作業内容 | バルブ<br>操作不適切 | タンク<br>計測不適切 | ポンプ<br>操作不適切 | 関連機器<br>点検整備<br>不適切 | 連絡不十分 | その他 | 合計 |
|------------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|-------|-----|----|
| 給油作業             | 5            | 7            | 2            | 0                   | 3     | 4   | 21 |
| 移送作業             | 7            | 6            | 5            | 1                   | 1     | 2   | 22 |
| 貨物油荷役作業          | 1            | 2            | 0            | 0                   | 0     | 0   | 3  |
| 機関・設備整備作業        | 1            | 0            | 0            | 0                   | 0     | 1   | 2  |
| ビルジ取扱作業          | 2            | 0            | 0            | 1                   | 0     | 2   | 5  |
| その他の作業           | 0            | 0            | 0            | 4                   | 0     | 4   | 8  |
| 計                | 16           | 15           | 7            | 6                   | 4     | 13  | 61 |

- （注） 1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、船体動揺による転倒の不可抗力によるもの等である。  
2. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、バラスト水注水作業等である。

資料6 外国船舶による海洋汚染（過去5年分）

（単位：件）

|             |                      | 平成30年  | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年  | 令和4年 |      |
|-------------|----------------------|--------|------|------|-------|------|------|
| 海洋汚染の発生確認件数 | 油による海洋汚染             | 日本の領海内 | 7    | 7    | 18    | 15   | 17   |
|             |                      | 日本の領海外 | 10   | 2    | 1     | 1    | 0    |
|             |                      | 小計     | 17   | 9    | 19    | 16   | 17   |
|             | 油以外のものによる海洋汚染        |        | 0    | 0    | 0     | 0    | 0    |
|             | 合計                   |        | 17   | 9    | 19    | 16   | 17   |
|             | （船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合） |        | （7%） | （9%） | （10%） | （7%） | （9%） |